平成14年(ワ)第8407号 損害賠償請求事件

平成17年8月30日口頭弁論終結

判 決 アルゼ株式会社 原告訴訟代理人弁護士 熊倉禎男 尾崎英男 同 同 松本司 同 美勢克彦 同 嶋末和秀 岩坪哲 同 渡辺光 同 原告補佐人弁理士 上杉浩 株式会社オリンピア 被 被告訴訟代理人弁護士 飯田秀郷 栗宇一樹 同 隈部泰正 上記2名訴訟復代理人弁護士 同 大友良浩 戸谷由布子 同

同 戸谷由布子 被告訴訟代理人弁護士 早稲本和徳 同 七字賢彦

同 米山淑幸 被告補助参加人 日本電動式遊技機特許株式会社

被告補助参加人訴訟代理人弁護士 島田康男 被告補助参加人補佐人弁理士 紺野正幸 主 文

1

正 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

## 第1 原告の請求

被告は、原告に対し、6億円及びこれに対する平成14年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 第2 事案の概要

- 1 本件は、スロットマシンに関する特許権(特許第1855980号。以下、「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許発明を「本件特許発明」という。)を訴外ユニバーサル販売株式会社(以下「ユニバーサル」という。)から承継し、移転登録を得た原告が、被告において、遅くとも平成10年9月15日からパチスロ機「クレオパトラ」(以下「被告製品」という。)を少なくとも3200台製造販売し、被告製品の構成が本件特許発明の技術的範囲に属しており、本件特許権をして、被告に対し、損害賠償金6億円の支払を求めた事案である。これに対し、被告は、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属することを争うと共に、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定したため、原告の請求は理由がないと主張して争っている。
- 2 前提となる事実 (争いのない事実及び末尾掲記の証拠により認められる事実)
- (1) ユニバーサルは、平成6年7月7日、本件特許権の登録を得た。原告は、ユニバーサルを吸収合併したことにより本件特許権を承継し、平成11年1月1日、その移転登録を受けた(甲1、弁論の全趣旨)。
- 11日, その移転登録を受けた(甲1, 弁論の全趣旨)。 (2) 特許庁は、平成14年12月25日,本件特許権に関する無効審判請求事件(無効2001-35267号)において、「訂正を認める。特許第1855980号の請求項1及び2に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をした。 原告は、同審決について東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起したが(平成15年(行ケ)第36号審決取消請求事件)、東京高等裁判所は、平成17年2月21日、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した(乙28)。

原告は、同判決について、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をしたが (平成17年(行ツ)第165号、平成17年(行ヒ)第177号)、最高裁判所 は、同年7月14日、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」 との決定をした(乙29)。 第3 当裁判所の判断

上記認定の各事実によれば、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定したことが認められ、本件特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる。 よって、原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないことが明らかであるから、主文のとおり判決する。

## 東京地方裁判所民事第46部

_	隆	樂	設	裁判長裁判官
典	正	浦	杉	裁判官
泉		JII	吉	裁判官